

忍・行田・埼玉・太田中学校区における
義務教育学校の設置に伴う通学区域
（西小を卒業後、忍中に通学する区域）
の変更について

令和8年3月10日(火)18時30分～

行田市公立学校通学区域等審議会の位置づけ

〈行田市公立学校通学区域等審議会条例第3条（抄）〉

（所掌事項）

審議会は、委員会の諮問に応じ、公立学校の通学区域及び統廃合に関する事項を審議し、答申する。

令和5年度に審議会で審議していただいた内容

行田市義務教育学校設置に向けた再編計画〈骨子編〉の内容について

令和6年度に審議会で審議していただいた内容

①再編後の新校の候補地について

- ・ 新校の候補地を検討する上での視点や条件について

②再編後の新校の施設整備方法について

- ・ 子どもたちの学習面及び生活面の観点から必要となる空間や機能について

③新校開校に向けたスケジュール（案）について

- ・ 開校時期を平準化することについて

令和7年度（本年度）に審議会で審議していただきたい具体的内容

- ① 忍・行田・埼玉・太田中学校区における義務教育学校の設置に伴う通学区域（西小を卒業後、忍中に通学する区域）の変更について

▶ 答申を踏まえ、教育委員会で通学区域案を作成。

令和7年度の行田市公立学校通学区域等審議会のスケジュール

第1回

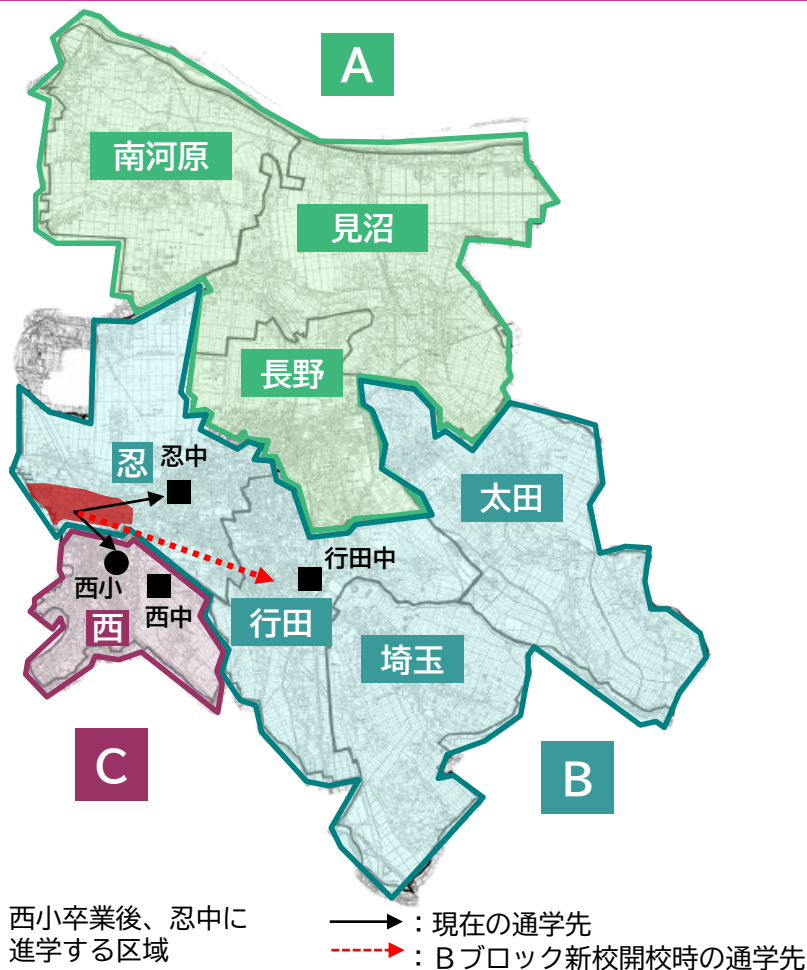
- 実施時期 3月10日（本日）
- 協議内容 審議していただく具体的な内容は次のとおり
忍・行田・埼玉・太田中学校区における義務教育学校の設置に伴う通学区域（西小を卒業後、忍中に通学する区域）の変更について

第2回

- 実施時期 3月16日（予定）
- 協議内容 前回の協議内容を踏まえて作成した答申（案）の確認



答申（3月下旬） ※ 委員長が代表して教育長に答申書を手渡す



【※1 参考】 〈西小→忍中〉地区からの西小、西中、行田中までの距離※2

西小	西中	行田中
約2.0 km	約2.3 km	約4.2 km

※ 菅谷地区からの直線距離

〈現状〉

- 西小児童は卒業後、西中と忍中に分かれる「分散進学」となる

〈課題〉

- 再編計画では、新校の通学区域を現在の中学校区をベースに定めており、〈西小→忍中〉学区児童生徒が令和12年度にBブロック新校に通学することになる



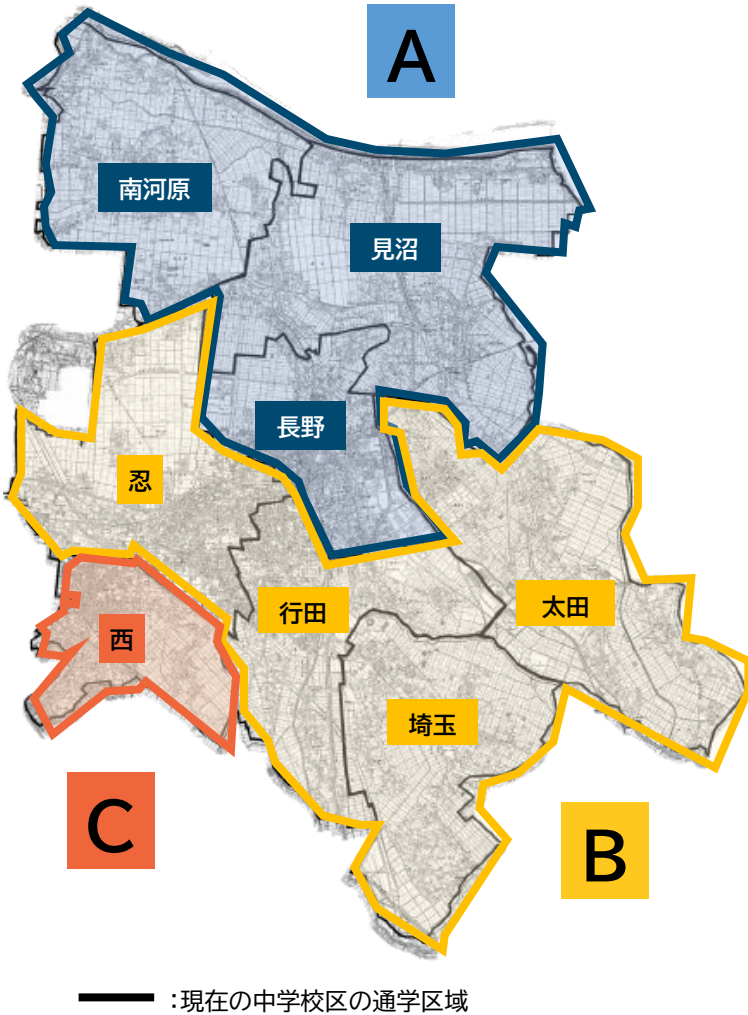
通学距離がかなり延伸※1
→通学時の安全確保及び負担増が課題

課題を踏まえ

〈西小→忍中〉学区の通学区域を
〈西小→西中〉学区に変更する

本市が目指す将来的な学校数及び通学区域

第3章で示した「学校再編を行う上での基本方針」を踏まえ、以下の考え方に基づき小中学校の再編を進めると、複数の案がある中で左図が望ましい通学区域であると考えられます。



01 新たな学校は義務教育学校とする

義務教育9年間の学びと育ちをつなぐ小中一貫教育を推進していく上で、最も効果が期待できる義務教育学校を全市的に設置する。これにより、一人の校長のもと、小中学校の教職員が一体となった「チーム学校」というべき組織で9年間を通じた教育課程に基づき、区切りのない連続した教育を実現していく



02 新たな学校の規模は、1学年3学級以上とする

児童生徒が、より多くの仲間と触れ合えるよう全ての学年でクラス替えができる規模が必要である

また、長い年月を経ても単学級にならない人数と規模を確保できるよう、開校時の規模を1学年3学級以上とする



03 新たな学校の通学区域は、現在の中学校区単位をベースとして定める

これまでの小中一貫教育の取組みを生かしつつ、地理的要因や各地域同士の歴史的なつながり、さらにはそれぞれの地域が持つ特性を考慮しながら、現在の中学校区をベースとして、新たな学校の通学区域を定めていくこととする

なお、新たな学校を設置する位置により、中学校区内の一部の区域を変更する必要がある。その際は対象となる児童生徒の保護者や地域住民の皆様から意見を伺い、必要な調整をして決定する

市内を3つの区域に分け、それぞれの区域に1校ずつ義務教育学校を設置する

〈西小→忍中〉学区を〈西小→西中〉に変更する時期について

各年度における通学区域変更時期について、シミュレーションを行った結果は次のとおり

〈令和9年度に通学区域を変更した場合 = R7年度時の小5が中学進学時に西中へ通学区域変更〉

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
小1	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	C義務教育学校
小2	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	
小3	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	
小4	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	
小5	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	
小6	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	
中1	忍中	忍中	西中	西中	西中	西中	西中	西中	西中	
中2	忍中	忍中	忍中	西中	西中	西中	西中	西中	西中	
中3	忍中	忍中	忍中	忍中	西中	西中	西中	西中	西中	
備考						B新校開校				

B新校開校時には卒業

〈令和10年度に通学区域を変更した場合 = R7年度時の小4が中学進学時に西中へ通学区域変更〉

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
小1	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	C義務教育学校
小2	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	
小3	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	
小4	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	
小5	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	
小6	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	
中1	忍中	忍中	忍中	西中	西中	西中	西中	西中	西中	
中2	忍中	忍中	忍中	忍中	西中	西中	西中	西中	西中	
中3	忍中	忍中	忍中	忍中	忍中	西中	西中	西中	西中	
備考						B新校開校				

B新校開校時でも西小学区児童生徒は西小・西中に通う

〈令和11年度に通学区域を変更した場合 = R7年度時の小3が中学進学時に西中へ通学区域変更〉

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
小1	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	C義務教育学校
小2	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	
小3	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	
小4	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	
小5	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	
小6	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	西小	
中1	忍中	忍中	忍中	忍中	西中	西中	西中	西中	西中	
中2	忍中	忍中	忍中	忍中	忍中	西中	西中	西中	西中	
中3	忍中	忍中	忍中	忍中	忍中	B新校	西中	西中	西中	
備考						B新校開校				

B新校に通学 ※通学距離延伸

遅くともR10年度までに通学区域を変更する必要あり
 ※通学区域変更のタイミングで、兄弟関係で忍中と西中に分かれてしまう場合は、西中への指定校変更を認める

〈R7年5月1日時点における西中、忍中の学校規模（普通学級）〉

西中	1年	2年	3年	合計
生徒数(人)	123	135	125	383
学級数	4	4	4	12

忍中	1年	2年	3年	合計
生徒数(人)	101	119	97	317
学級数	3	3	3	9

R9年度〈西小→忍中〉学区変更前

西中	1年	2年	3年	合計
生徒数(人)	150	134	116	400
学級数	5	4	4	13

忍中	1年	2年	3年	合計
生徒数(人)	109	120	113	342
学級数	4	4	4	12

R9年度〈西小→忍中〉学区変更後

西中	1年	2年	3年	合計
生徒数(人)	184	134	116	434
学級数	6	4	4	14

忍中	1年	2年	3年	合計
生徒数(人)	75	120	113	308
学級数	3	4	4	11

R10年度〈西小→忍中〉学区変更前

西中	1年	2年	3年	合計
生徒数(人)	132	150	134	416
学級数	4	5	4	13

忍中	1年	2年	3年	合計
生徒数(人)	113	109	120	342
学級数	4	4	4	12

R10年度〈西小→忍中〉学区変更後

西中	1年	2年	3年	合計
生徒数(人)	170	150	134	454
学級数	5	5	4	14

忍中	1年	2年	3年	合計
生徒数(人)	75	109	120	304
学級数	3	4	4	11

※住民基本台帳データベース(R8.1.14時点)

【日時】令和8年2月21日(土) 10時～

【会場】産文2AB会議室

【対象】一持田南、一持田北、県営行田持田団地、持田長町、菅谷、二持田第一、二持田第二)の小5から未就学児の保護者217世帯

※対象者に個別に通知を発送し、説明会を周知

参加者：26人

【主な質疑内容】

質問

回答

「兄弟関係で忍中と西中に分かれてしまう場合は、西中への指定校変更を認める」とあるが、今小学5年生と小学3年生の場合は認められるのか。

兄弟姉妹間で忍中と西中に分かれてしまうケースは、指定校の変更を認めるなど柔軟な対応を検討していきたい。

在学学生ではなく、これから就学する未就学児はBブロック新校に4キロ以上かけて通学するという認識なのか。

小学生や中学生に限らず、これから就学する未就学児の方も、今の通学区域のままだと新校に通う事になるため通学距離がかなり延伸する。そのため、今回の提案は令和10年度までに、今の通学区域を変更すれば、今まで通り小学生も西小に通い、中学生も西中に通えるというものである。

変更になる年度は保護者が選んで手続きをするのか、それとも市が一律に決定するのか。

教育委員会が「この年度に通学区域を変更します」というようなお知らせをして、その該当する地区の方は、全員がその変更となった指定学校に通学してもらうというような流れになるため、特別な手続きは必要ないと考えている。ただ、指定校変更という形で家庭の事情で他の学校への通学を希望する場合は、個別に手続きを踏んでいただきたいと考えている。

兄弟で通う中学校が変わることが考えられ、卒業した上の子のジャージや体操着を使用することができず、新たに購入しなければならないということか。そういった点は配慮してもらえるのか。

校長に確認したところ、他の学校のジャージを使用しても特に支障はないと伺っている。

居住区域以外の方が、西中の方が近いという理由で通学する学校を、西中に変更することは可能なのか。

他の通学区域については、指定校変更の事由に該当しない限り、計画に基づいて定めた学校に通学していただくこととなる。

※対象者に個別に通知を送り、アンケートを周知

※対象者(一持田南、一持田北、県営行田持田団地、持田長町、菅谷、二持田第一、二 持田第二)の
小5から未就学児の保護者217世帯

※令和8年2月22日(日)から 令和8年3月4日(水)まで 回答率18.4%

回答数40件

